**令和３年度第１回**

**「品川区地域自立支援協議会」「品川区差別解消支援地域協議会」議事要旨**

〇日　　時：令和３年７月３０日（金）午後２時３０分から

〇会　　場：品川介護福祉専門学校　５階特別講習室

〇出席委員：曽根 直樹（会長）、吉澤 利恵、木下 美和、飯田 尚樹、中村 理恵、

杉本 伸久、大塚 淳司、松木 利彰、光真坊 浩史、

島崎 妙子、佐藤 直子、寺島 政博、三輪 雄幸、伏見 敏博、庄田 洋

〇ZOOM出席委員：原 正博、水江 知子、伊藤 美佐、菊池 絵里子、紙子 達子

〇欠席委員：近藤 武夫（副会長）、窪田 みのり、中山 啓、大野 哲也

**１．品川区地域自立支援協議会**

**（１）令和３年度地域自立支援協議会について（概要、スケジュール）**

**〇事務局**

資料１－１の説明。１の設置目的および内容について、品川区の障害児者への支援体制の充実を図るため、障害者総合支援法第８９条の３に基づく品川区地域自立支援協議会を設置。協議会は、関係者の方々が相互の連携を図り、地域における障害児者等への支援体制に関する課題について情報共有し、地域の実情に応じた支援について協議する。

　検討事項は、（１）が地域の相談支援について、（２）が地域の関係機関との連携について、（３）が地域における障害児者等への支援にあたっての課題についての情報共有、（４）が地域の実情に応じた支援体制について、（５）が権利擁護の推進についてとなる。

　資料１－２の説明。品川区地域自立支援協議会の体系は、大まかに３つの組織で構成。１つは全体会。専門部会等で検討されたことについて、全体会で報告を受け、情報共有する場として、年に３回程度開催する。

　２つ目は専門部会。課題に応じて、障害児者、サービスに関わる関係機関が参画し、具体的に個々の課題を検討する場で、各部会は年に３回程度開催する。本年度の専門部会は、子ども支援部会、相談支援部会、就労支援部会。各部会では部会長を中心に検討する。

子ども支援部会長は、品川児童学園施設長、相談支援部会長は、旗の台障害児者相談支援センター長、就労支援部会長は、発達障害者支援施設の施設長。

　３つ目として運営会議があり、各専門部会長と障害者福祉課が会長、副会長と相談しながら全体会や専門部会について調整する場で、必要に応じて随時開催。

　資料１－３の説明。全体会は、第２回目を１０月、第３回目を２月に開催予定。

**（２）令和２年度の取り組みに係る情報共有について**

**〇事務局**

資料２－１の報告。全体会は、書面開催を含め、昨年度３回実施。第１回目は、令和２年８月７日に行ない、委員の委嘱等・自立支援協議会の概要・障害者福祉計画の実績報告・ヘルプカードについて報告。

　第２回目は、令和２年１０月２７日に行ない、主に各部会についての検討事項の報告や今後の検討について協議。

　第３回目は、新型コロナウイルスの関係で書面開催とし、年間を通しての専門部会の報告、第６期に向けた品川区障害福祉計画・第２期品川区障害児福祉計画の素案についての検討。

**〇委員**

　令和２年度の相談支援部会は、昨年度９月から３回の部会を予定していたが、１月の部会が中止となり、計２回の開催。第１回目、９月の相談支援部会にて年間計画を説明し、今後事例検討を行うため、事例シートの作成などを依頼した。

１１月の第２回の相談支援部会までに、各事業所の中で対応に苦慮したケースについて１３の事例が提出され、相談支援部会では、その中の６事例についての事例検討を行った。事例検討の課題と主な意見は、事例検討についてという用紙にまとめた。

　事例検討の進め方や内容については改善が必要な点もあったが、これまで区内の相談支援専門員同士で事例を検討する場、また意見交換を行う場がなかったため、相談員にとっては学び合える場となった。このような場を継続していくことは、区内の相談員のスキルアップのために必要ではないかと思った。反省点は、振り返りの中で自由に事例を挙げたために、テーマの幅が広くなり、限られた時間の中で深く掘り下げることが難しかった。テーマの絞り方など、今後検討していく必要がある。

　事例を通して、緊急時の生活の場、また親亡き後に安心して暮らせる場が少ないこと、区内の障害者の家探しのサポート体制が構築されていないこと、保証人、連絡先不在者のサポートが周知されていないなど、地域の課題をこの部会の場で確認した。その中で、部会として、区内の家探しのサポートについてをテーマにして、区内の現状の把握と同時に、他の自治体の取組、また品川区で今後整備していきたいことについて各事業所から意見を募って、第３回の部会につなげていく予定であったが、３回目が中止となったところで、令和２年度については、終了となった。

　他自治体の現状やこういうことがあったら便利という意見を事業所からいただいた。Ａ自治体は、ホームページ等が分かりやすく整理されていて、誰もが分かりやすく検索しやすいものになっている、Ｂ自治体は、不動産、大家のための情報ガイドがつくられている、Ｃ自治体は、行政が委託した居住サポート専門の窓口が、入居に向けた支援や物件探しの動向、保証人探しの手伝いなど、全てを担っている、というような自治体の事例があった。

　品川区の中にあると便利、整備したいと思ったこととして、相談窓口の一本化、住宅に関連した情報をまとめた小冊子、ホームページをもう少し分かりやすく整備し、リンクするなどして、検索しやすく整理されるとよいのではないかという意見が挙がった。

　令和３年度の品川区のプレス発表の中でも挙げられていたが、住宅確保要配慮者への支援について検討が進められているということだったので、今後部会としても、自分たちで考えて整備していきたいということを提案していけるように、今年度も継続して話し合いを進めていきたい。

　相談支援マニュアルの改訂は、各事業所より改訂が必要な箇所を障害者福祉課に上げており、今年度も継続して、さらに充実した内容となるよう改訂する予定。

**〇委員**

　就労支援部会より資料２－３の報告。令和２年度の就労支援部会では、相談支援部会と同じように、年３回のうち１回が中止になり、２回の開催となった。

　第１回は９月に開催し、広報番組の作成とプロボノの実施によるレベルアップで行った。プロボノは、９月２９日に、障害児者総合支援施設ぐるっぽにて、セミナーを開催、現場の担当者などが参加して研修を行った。現在、このプロボノセミナーに参加した団体のうち、５団体がホームページ上の登録を区内でしており、３つのプロジェクトが現在募集をかけて取り組んでいる。

　第２回の就労支援部会は、１１月に開催し、同じく広報番組とプロボノについて検討や情報共有を行った。

　広報番組は、ケーブルテレビ品川「しながわほっとインフォメーション」で放映。番組の構成は、資料のとおり５本で構成されており、障害のある方の相談から企業で働くまでを短編でまとめたものになっている。

　この広報番組は、当事者の方にも出演していただき、皆様や当事者の方々が感じていることや思っていることを引き出して放送した内容となっている。意見などがあれば、今後に生かしていきたいので、お待ちしている。ある学校からは、こちらの番組を学校の教材で使いたいという話があった。今後もいろいろな場面で活用していただきたい。

　令和３年度は、障害者就労の周知ということで、令和２年度に続いてもう少し掘り下げて広報番組が作れるよう、今後の部会で検討を重ねたい。また、第６期の品川区の障害福祉計画にのっとり、そちらに盛り込まれた課題で検討していきたい。

　就労支援部会では、こちらの大きな２点を検討したが、もう少し現場で顔が見える形で担当者レベルでの連絡会も開催しており、コロナ禍のためアンケートなどを行ない、これまでとは異なる状況の中での支援の在り方や、障害者雇用の状況、各施設における工賃のこと等、様々な課題について情報共有をしている。今年度も就労支援部会とあわせて現場の担当者レベルのそういった情報共有や顔の見えるつながりも続けていきながら、コロナ禍をみんなで共にいろいろ考えて、解決しながら進んでいきたいと思っている。

（しながわほっとインフォメーションのユーチューブ動画上映）

**〇会長**

　ありがとうございました。参考に１本視聴します。お帰りになったら、各自で残りの４本の視聴をお願いします。

**〇委員**

　子ども支援部会より資料２－４の報告。令和２年度は、２回部会を開催。３回目はコロナの関係で中止となった。一昨年は虐待をテーマに挙げながら、障害児に限らず、いろんな機関に入っていただき情報共有の在り方について検討した。加えて、「品川区子ども発達支援ガイドブック」を作り、区内にある事業所の情報について、これを利用者や保護者が読んで、どういう特徴があるのかということが分かる情報としてまとめた。去年の８月に最新のものを作成した。

　第１回目の部会は、障害児支援のところだけではなくて、保健や子ども家庭支援センターなど、子供に関する各機関が入り、情報共有をどのようにしたらいいのかというのが、第１の課題に挙げられていた。そのため、各参加の専門機関においては、情報共有検討シートを配布し、子どもの情報で事前に共有できたらいいことはどういうことか、知りたい情報、もしくは共有を依頼したい機関はどこかということと、あとは機関同士で共有できたらいいと思われること、これは具体的にはどこかの機関を指名し、どういうことをしているのかというのを確認したり、シートにまとめながら情報共有をした。

　保護者に聞くと、いろんな窓口で同じことを聞かれ、話をしなければいけないということがネックになっていることと、話をしたことがちゃんとつながっていないというようなことも保護者の声としてあり、ここは今年度も継続して検討する課題となると思う。

　第２回目は、その情報共有や連携のところの要となる、昨年から始まった障害児の計画相談、障害児相談支援事業所も加わり、保健や社会的養護の分野の方、障害児支援の事業所とも顔が見えるつなぎをした。

　まだまだ障害児相談支援を使いながら、いろんなところの療育を利用する、あとはその他の相談に乗っていくという仕組みが、できつつある段階だと思うので、これも引き続き相談支援に入っていただき、しっかりと体制を構築していきたい。

　その他に、事業所連絡会を１０月２８日に区の開催で開き、情報共有を図るとともに、福祉カレッジで子ども支援研修という企画を組んだ。この事業所連絡会や子ども支援部会で企画、実施をしていくというような仕立てにできないか検討し、昨年は３回のシリーズで行った。

　第１回目は１月２５日に開催し、保育園、幼稚園など一般のお子さんを支援している子育て支援機関の人をターゲットに、発達の気になる子どもの理解と保育所、幼稚園での関わりということで、講義をした。

　第２回目は２月２４日に開催し、保護者との連携ということで、保護者の理解と支援、立正大学名誉教授の中田先生にお願いした。

　第３回目は３月１８日に開催し、子ども機関の連携の在り方ということで、本会の会長の曽根先生が登壇、具体的なつなぎもした。いよいよ子ども支援部会も、研修や事例検討などを深め、しっかりと進めていける体制が整いつつあると考えている。

　令和３年度も引き続き、連携や情報共有が要になってくると思うので、しっかりと検討していきたい。意見が挙がっているものがそのままになっており、その意見、課題について具体的な取組を進めていきたい。前のは利用者向けだったが、具体的な事例検討や支援者向けの情報共有の在り方も含めたガイドブック等を作れないかと検討している。

　あわせて障害児福祉計画に盛り込まれた内容についても、品川区の療育体制づくりに寄与できる部分について検討していきたい。

**〇会長**

　ありがとうございました。私はこの研修の一環だったということが認識できました。昨年度の協議会及び部会の内容を報告していただき、ここからはこの内容について、御意見や御質問をお願いします。どの部会やどの内容でも結構です。活発に手を挙げて御発言をお願いします。

**〇委員**

　もともと入っていなかった相談支援事業所に第２回目から入っていただいている。相談支援の役割が、障害のある子供さんにおいても今後どんどん強くなってくるだろうと思っており、それを期待しているところがある。

　子どもの場合、流れがまず発達相談という形で、私たちのほうに来てから相談支援につなぐというような、大人とは若干順序とかやり方が異なる部分もある。そこを少し検討したいと思っているが、そこの部分は相談支援部会の中で話しをする内容なのか、相談支援部会での内容と、私たちの子どもの相談支援のところと、重なり合っても別にいいとは思っているが、相談支援部会に対する質問として、何かそういう役割の違いとかいうものがあるのであれば、教えて欲しい。

**〇会長**

　その役割の違いとは、具体的にどういう違いでしょうか。

**〇委員**

　障害児の相談支援体制を考えるときに、これは子ども支援部会のほうで考えるべきなのか、それとも相談支援部会のほうで、その支援体制を考えるのかというところ。子どものところも、やはりしっかりと考えていこうと思うと、子ども支援部会でもやりたいと思っているが、そこは相談支援部会でやっていますよというか、やるべき内容ですよということであれば、一緒に考えていきたいところもある。相談支援体制を考えるところの話である。

**〇会長**

　子ども支援部会としては、子どもの相談支援体制をつくるということをやりたいという内容でしょうか。

**〇委員**

　検討したいです。

**〇会長**

　相談支援部会と、その検討内容が重ならないかどうかというのを確認したい、そういうことでよろしいか。

**〇委員**

　そうです。

**〇会長**

　説明をお願いします。

**〇委員**

　自分の個人的な意見になってしまい、正しいかどうか分からないが、相談支援部会の中では、子どもの相談の流れとか、そういったことまで至っていない。相談支援部会の相談支援事業所の全てが子どもを対象としていないところもあり、対象としている事業所が集まり、子ども支援部会で検討していけるといいのかなと個人的には思っている。

**〇委員**

　ありがとうございます。そうすると、部会で相談支援事業所の実際に児童の相談をやっているところに声をかけていただき、参加するような形で進めていただきたいと思う。実際に保健センターからも、児の相談はあるらしいけれど、どう絡んでいいのかという話もあるので、そういう意味では子ども支援部会でやるのがいいのかと思う。許可を得ましたのでやらせていただきたいと思う。

**〇委員**

　個人的な考えとおっしゃっていたから、許可ということじゃないような気がする。部会長の考えとしては、子ども部会のほうが中心になって取り組み、相談支援部会として協力するというのは、別にいいのか。

**〇委員**

　少し相談させていただき、重なる部分はあると思うので、それはさせていただきたい。

モニタリングを現在していると思うが、コロナ禍というのもあり、FAXや文書だけ送ってきて、これに書き込んで送り返してくださいというモニタリングがある。療育を支援している側からすると、違っているんじゃないかというふうに思っている。やはり相談支援と保護者、もちろん相談支援と私たちも、十分コミュニケーションや対話をしながら、支援計画を立てたり、モニタリングをしたり、次の方向性に向けて議論をしたいと思っている。そこがうまくいっていないのではないかなと、個人的に思う。それは児童に限ってのことではないと思う。相談支援のほうで、そこの部分、このコロナ禍であってもどういうふうに、モニタリングをしたり、療育機関とか支援事業所と結びついていくのかというところは検討していただきたいと思っている。

**〇会長**

　これは今年度検討してほしいということでよろしいでしょうか。

**〇委員**

　はい。お願いしたいと思います。

**〇会長**

　令和２年度の報告内容でしたが、次年度に向けてこういうこともぜひ検討してほしいという御希望ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

　Ｚｏｏｍ参加の皆さんも、どうぞ積極的に手を挙げて下さい。

**〇委員**

　今、相談支援の件で、モニタリングの話が出ましたが、私たち視覚障害者でも、同行援護の相談支援ということで、色々な事業所から相談員のモニタリングを受けます。その事業所によって、３か月に１回のモニタリングのところもあれば、半年に１回、また１年たっても１回来るか、来ないかという声を聞きます。決まり事は何かありますか。

**〇事務局**

　モニタリングは、国がこのサービスはこの期間というのを定めています。個々の方の御事情によって、適宜モニタリングを実施してよいとなっておりますので、期間の差があるかもしれないと認識しております。

**〇委員**

　特に定まった、何回やらなければいけないということはないのでしょうか。

**〇事務局**

　このサービスは、この期間というのは決まっておりますけれども、それにとらわれずに国のほうは、その方の実情に合って行ってくださいというのがあり、そのように対応させていただいていることかと思います。

**〇会長**

　サービスによって標準的なモニタリング期間は、決まっています。しかし、もっとたくさんモニタリングが必要だという方は、区が支給決定すれば、月１回とか、２か月に１回というふうにモニタリングに入るとなっています。

**〇委員**

　利用者等が希望すれば、モニタリングをしていただけるのでしょうか。

**〇会長**

　行政が、その回数のモニタリングが必要だということを認めればということです。もっとモニタリングにいっぱい来てほしいというのが背景にあっての御質問ということでよろしいでしょうか。

**〇委員**

　はい。そうです。

**〇会長**

　なるほど。分かりました。そこは担当している相談支援専門員さんにも御相談いただいて、個別に区と調整していただくということでよろしいでしょうか。

**〇委員**

　はい。承知しました。

**〇会長**

　ありがとうございました。委員さん、いかがですか。

**〇委員**

　今年度、２年目の委員をさせていただいています。今年度すぐに実現は無理かもしれませんが、相談支援部会、就労支援部会、子ども支援部会は、９月、１１月、１月に３回やっています。その結果は、例えば９月の部会の報告は、１０月の全体会に報告していただいています。ただ、１１月と１月に行っている部会の報告は、最後にまとめて２月にする関係で、今年度はもう予算が決まってしまっているから無理かとも思いますが、途中もう一回、例えば来年度からでも、１１月の分の支援部会の内容を反映した１２月の全体会があると、それぞれの支援部会のお話が全体会で把握できるかと思います。今年度じゃなくても来年度辺りでもいかがなものでしょうか。

**〇会長**

　ありがとうございました。部会の翌月に全体会を開いて、もうちょっと共有を深めたほうがいいのではないかという御意見ですね。これは何かありますか。

**〇事務局**

　今いただいた御意見を皆さんのほうで、そのような形がよろしいということでしたら、来年度以降でも実現させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

**〇会長**

　では来年度に向けて何か御検討していただけるということでよろしいでしょうか。

**〇委員**

　予算が許せば今年も間に合うのではないでしょうか。全体会でお話しすれば。予算の問題もあるし、スケジュールの問題もあると思うので、無理はしない範囲で検討だけでもしていただければと思います。

**〇会長**

　ありがとうございました。区が会議１回増やす予算がないということはないとは思います。ただ、いろいろ手続とか段取りとかもあるでしょうから、事務局で具体的に御検討していただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

**〇委員**

　先ほどから出ている内容について、例えば子どもの問題も、子どものほうで専門に検討していただき、それを情報共有していただければ、各団体のほうで、相談する場合は、もう多種多様にわたるので、分からない点は、それはその相談の方々が情報共有した中のことでお答えして、専門の相談員に回してあげるというやり方でいいかなと思いました。

　ですから、専門部会で十分検討していただければ、それを直していただいて、各相談員が知っていれば、そのときにその内容の範囲内で色々相談します。私も相談員をやっていますが、色々な事が相談に入りますので、知っていれば知っている範囲で、相談された方が納得してくださればいいのですけど、納得されない場合は、実はこういうことでこういうところで専門にやっているから、それはそちらへと、たらい回しにならないように気をつけて相談に乗ればいいというふうに考えています。

**〇会長**

　ありがとうございました。御経験からアドバイスをいただいたということでよろしいでしょうか。

**〇委員**

　聴覚障害を持った子どもが生まれたときの相談の問題を少し心配しています。聴覚障害の赤ちゃんが生まれたときの相談支援について何かありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。健聴のお母さんからろうの耳の聞こえない赤ちゃんが生まれた場合の相談支援体制について、そのような事例がありますでしょうか。

**〇委員**

　子ども支援部会でその内容については、議題に上がっていないです。聴覚障害については、難聴も含めまして、今後話題になってくるというか、問題になりますので、その点についても部会の中では落とさないように議論していきたいと思います。

**〇会長**

　ありがとうございました。一般的には、まず医療機関につながります。何か聞こえないのではないかと思って親御さんが医療機関を受診して、そこから医療機関等、福祉のほうにうまく橋渡しができるかということです。これも連携の問題が重要なので、部会長がさっきから連携をすごく強調されているので、その中でしっかりと対応してくださると思います。よろしくお願いします。

**〇委員**

　先ほど出たモニタリングの話ですが、やはり今コロナ禍で、FAXや電話、書類でのやり取りが大変増えていると思います。Ｚｏｏｍができる方も結構いらっしゃいますので、是非、顔の見える相談をしていただきたいのとあわせまして、知的障害の場合、なかなか本人の意思や希望を汲み取ることが難しいと思っています。親でさえもちょっと分からなくて先回りして動いてしまっていることが多々ありますので、そこら辺のところもきちんと本人を遠目で見ていただく、コロナもあるので近くに寄れないかもしれないですけれど、遠目でもいいのでぜひ現場に出て、本人を見ていただいて、相談に乗っていただければというのが私からの要望です。

モニタリング期間についても、御本人たちの様子を見て、荒れているとか、本人がちょっと内向きになっているときは、期間を短めにして、落ち着いているときはちょっと長めにして等の柔軟な対応をお願いしたいと思っています。

　生まれてきて、ダウン症の方は、すぐ分かるので、生まれたときがどん底と、私はいつも言っていますが、そのときにはもう医療機関につながっています。心疾患等もありますので、一応医療機関に相談して、だんだん相談支援に行って、療育先に行ってと、ルートは決まっていますが、自閉症の場合は、今は早く発見されるといっても、やっぱり１歳半ぐらいまでは経過観察と言われることも多くて、明日病院に行こうかな、明後日は、療育機関に相談しようかな、でも明日になったらできるかもしれないと、いつもずっとそのぐるぐるした葛藤の中で、お母様は不安になって過ごしていらっしゃいますので、ぜひ早めの発見をお願いしたいと思っています。

**〇会長**

　ありがとうございました。１番目は、コロナで感染症対策は必要ではあると思うのですが、安易にFAX等に頼ったモニタリングをしていないかどうか、委員からの発言もそういった意図があるのかなと思いましたが、なるべく、Ｚｏｏｍを活用したりとか、遠隔ではあってもなるべく対面に近い形でモニタリングできるような工夫というのは、相談支援専門員の方たちはされていますか。

**〇委員**

　旗の台の相談支援事業所では、入所施設の職員の方とのＺｏｏｍでのやり取りというのをしています。ただ利用者とＺｏｏｍというのは、なかなか相手の環境が整わないということで、今現在はそういった方はいないです。なるべく、できる限り訪問してという形を取っており、まず保護者の方やお子様に訪問してよいか、対面してよいかというのを確認した上で、どういう形を取っていくかというのを決めています。

　モニタリングに関しては、対面を控えて、更新のときは会うという形を選択される方が今は多いと感じています。ただ、できるだけ私たちもお会いした方がいいというところで進めていますが、現状としてはお相手がいるので、そこを尊重しながら決定しております。

**〇委員**

　東品川障害者相談支援センターでは、御本人とそれから御家族の許可が下りれば、直接お会いし、面談や訪問によって、関係者の方となるべく話をするようにしています。ただ家族の中には、お会いできないけれど、内容については共有した上で、郵送でやり取りしてくださいという方もいらっしゃいます。今いただいた意見の中にＺｏｏｍでということもありました。本当にこれからは、コロナと共にだと思うので、部会の設定の在り方も含めて、集まらなければできないだけではないやり方というのも模索していかなければいけないと思っています。

**〇会長**

　なるべく遠隔通信のツール等も活用しながら、文字情報のやり取りだけではないモニタリングができないかという可能性を追求してほしいという意見があったということで、部会から各事業所にもお伝えいただいてよろしいでしょうか。

　意思決定支援について、知的障害の方の意思決定支援に注力して欲しいという要望です。

　それから、比較的乳幼児期の障害のある子どもの御家族の療育的な支援について力を入れて取り組んでほしいという御要望ということで、よろしいでしょうか。こちらも部会でぜひ伝達していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

**〇委員**

　重症児の場合は、他区に比べると児のほうは少ない気がします。生まれてきても病院にいる間が長いこともあります。在宅で見ていらっしゃるといっても、区の場合、色々な場面で個人情報の関係があり、まずそういうことを教えてくれない。児童相談所についてもそうですが、本当に困っているのに、役所に行けばどうにかなるみたいな言い方をされると、親としては本当に困ってしまう。特に重症児は、品川区の場合、本当に少なくて、今現在、城南養護特別支援学校に行っている低学年の方も少ないです。

　学校へ行かれるまでの間に大変御苦労されているのに、病院系でかなり相談には乗ってもらえている部分がありますが、Ｚｏｏｍでといっても、最近の親、若い方はそうでもないですが、所属する会の場合は、親が年を取っている場合、そういったパソコンすら持っていない家庭もあるということを忘れないで欲しいと思います。

**〇会長**

　ありがとうございました。それぞれ活用できるものを、うまく使いながらということですね。ありがとうございます。

**〇委員**

　相談支援の関係のお話が出ておりますが、介護保険の制度と障害の制度というのは、超えられない部分というか、とても課題になっているところだと思います。品川区でも在宅介護支援センター併設型の相談支援を作っていただき、これからスタートしていくところだと思いますが、私も高齢のほうの在宅介護支援センターも体験したことがあり、相談員の現場では、課題として持っております。介護保険のケアマネジャーが、障害の相談制度のことをもっと勉強したいという意識を持っているというのを聞いておりまして、逆に障害相談の相談員さんたちも同じと思います。そういった現場レベルでの勉強会だったり、機会をつくれると、さらに進んでいくのではないかなというふうに感じています。

**〇会長**

　介護保険というのは接続の部分。ありがとうございます。

**〇委員**

　私も委員と同じ切り口で、事例検討のテーマを見てきたんですが、医療的ケアの問題だったり、それから困難事例だったり、精神疾患の事例だったり、それから、今言われた６０歳以上の介護保険のサービスを併用する方の事例だったりということで、先ほど相談支援部会の報告の中にはテーマが絞り切れなかったということもあるんですけど、かなりバラエティーに富んだ切り口でいろんな事例検討ができて、有用な情報なのではないかと思いました。

　１つ先ほどの話の継続からすると、子どもの相談支援の事例というのがここに入ってくると、先ほどの委員がおっしゃっていたような発達相談と相談支援の連携の在り方等、課題の共有等が進んでくるのではないかということですので、ぜひ今年は子どもの相談支援の事例というのもこの中に入ってくるといいのかなと思って見ていました。

**〇会長**

　ありがとうございました。Ｚｏｏｍで接続していただいている委員、いかがでしょうか。

**〇委員**

　難しい問題がたくさんあると思います。個人情報等について今すごく問題になっているので、いろいろ考えなきゃいけないと思っています。実際の事例に当たった際には、色々なところから資料を持ってきます。

**〇会長**

　分かりました。ありがとうございました。医療機関と福祉の接続の課題というのも出ているようですので、ぜひ先生にも御協力いただけたらと思います。

**〇委員**

　分かりました。

**〇委員**

　相談支援部会で住居探しという支援についてということが、自立支援協議会でも話題になって、それを進めていっていただいているということで、とてもありがたいと思っています。もう待った無しな方が多分たくさんいらっしゃると思うので、ぜひ窓口を１つにしていただいて、見通しが立てられる生活ができるような形になっていったらいいなと思っています。

　相談支援に関しては、周りの人たちが、私も含めての実感ですけれども、もう少し突っ込んで入っていってもらいたいなと、当事者の家族としては思っています。何か当たり障りのないようなことだけじゃなくて、やはりもっと当事者も含めて、その家族の側に立って相談に乗っていっていただきたいと思っています。

　事例検討は、先程の委員さんもおっしゃられたように、色々なテーマで、これがまさに集約されてもいいぐらい、ここに当てはまる方たちがきっといっぱいいらっしゃるんだろうというふうに思っています。

　２番目の支給決定と事業所がつながるまでの支援では、支給決定がちょっと遅いと思います。もう少し早くやっていただかないと、非常に困っている方たちも多い気がします。多分、一生懸命、早め早めということでやって下さっているとは思いますが、現実的にはちょっと時間がかかっていると思います。介護保険もそうだと思いますが、希望しています。

**〇会長**

　ありがとうございました。もっと突っ込んだ相談をお願いしたいということと、支給決定についてです。暫定支給決定という制度はありますか。訓練等給付だったら行政の判断でできますが、介護給付になると障害支援区分の認定調査から始まり、どうしても時間がかかってしまいます。その間を何か別の対応でうまくつなぐ工夫をしていただくことと思いますが、その辺は少し工夫していただくということでよろしいでしょうか。

**〇委員**

　相談支援部会の報告の中にあった、住居探しの支援というのは生活支援としてかなり重要だと思います。自分が接しているケースに関連してもそういうふうに思うのですが、報告の中でほかの自治体の取組を調査しているということなので、自治体のいい取組例があるのか興味があります。品川区ではどういうことができそうなのか興味がありますので、情報について全体会で報告していただければありがたいです。

**〇会長**

　委員さんのほうで、他の自治体での取組例について、情報があれば、報告していただいてよろしいでしょうか。

**〇委員**

　先ほど大まかにお伝えしたものですが、ホームページが整備されていて、ここをクリックすると次にリンクし、家探しが割と関連するところに全部つながっている、情報ガイド等ができているというような情報です。もう少し色々調べていきます。

**〇会長**

　分かりました。じゃ、今後また報告して下さい。区でも住宅確保要配慮者への取組を進めるというのが広報に出ていて、記載しているというお話がありましたが、そこは何か具体的にありますか。

**〇事務局**

　住宅関係の部署で所管をしていますが、住宅要配慮者の中には、高齢者、障害者、独り親の家庭、外国人の方、色々と住宅に困っている方が対象です。その方々が、要はそれぞれの高齢や障害の部署、課に相談に来られた場合に、住宅課を通じて不動産のところに情報が行きますが、その方々に合った住宅とか住宅の候補を提供するという仕組みを住宅課のほうで大きく作りまして、その案件が成立した場合に住宅課が助成をする事業を作ったということです。

　不動産の関係にインセンティブがあって、住宅探しについて支援をする一つということです。まだ始まったばかりで、これからなのですが、次回になりますけれども、情報提供を皆様にさせていただきたいと思っています。

**〇会長**

　ありがとうございます。品川区は居住支援協議会はありますか。

**〇事務局**

　居住支援協議会はあります。住宅課が所管で運営しており、直近の居住支援協議会で初めてガイドブックについて、この新たな施策も含めて提案がありました。今後、皆様に情報共有をさせていただきたいと思っています。

**〇会長**

　ありがとうございました。障害という枠だけじゃなくて、住宅確保に困っている人たち全体に対する色々な取組が進んでいます。そういったこともまた、この場でも共有していけたらと思います。

　相談支援部会の事例検討について、２グループに分かれて６事例検討ということでした。どのぐらいの時間で３事例ずつ検討したのでしょうか。

**〇委員**

　１時間半位です。

**〇会長**

　９０分で３事例です。

**〇委員**

　１時間か１時間半だったと思います。

**〇会長**

　１事例３０分もしくは２０分。

**〇委員**

　もうちょっと短かったかもしれないです。

**〇会長**

　私は実際に自分の本務でも事例検討をやります。なかなかこの時間だと表面的なところにとどまってしまうという感じがしまして、事例検討の持ち方も少し工夫していただくといいと思います。もうちょっとより深い相談をという要望もありましたので、相談支援専門員がスキルアップできるようなやり方を、ぜひ開発していただけたらと思います。

**３．障害福祉計画、障害児福祉計画の検討課題について**

**〇事務局**

　計画策定に当たりましては、策定委員会、自立支援協議会の委員の皆様、障害者団体の方、障害当事者、その御家族に多大な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。この場を借りて御礼を申し上げます。

　資料３　第６期品川区障害福祉計画・第２期品川区障害児福祉計画の説明。この計画は、令和３年度から令和５年度までの障害福祉サービスの提供体制の確保に係る成果目標や見込量、その体制の確保のために当たる方策を定めるものであり、計画には、成果目標を達成するために、今後区が取り組むべき主要テーマやその取組内容を記載。

　今期の計画で取り組むべき主要テーマは４つ。障害福祉計画・障害児福祉計画の３７ページ参照。テーマ１「安心して暮らせる地域生活の支援」、テーマ２「包括的な障害児支援の充実」、テーマ３「社会参加の促進」、テーマ４「地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進」。各テーマの取り組みの方向性は、テーマ１「地域生活支援拠点の整備、包括的な相談支援の充実、人材の確保・育成」。テーマ２「障害児支援の充実」。テーマ３「社会参加の促進」の取り組みの方向性は３本で、「多様な就労支援」、「コミュニケーション支援・外出支援などの充実」、「スポーツ・文化芸術活動の推進」。テーマ４「心のバリアフリーの推進、教育のインクルージョンの推進」。

　これら取り組みの方向性があり、その下におのおのの施策がついている構成となっている。この取り組みの方向性を進めるために、施策のうちの７か所について、内容を品川区地域自立支援協議会において御検討いただきたい。このことは障害福祉計画や障害児福祉計画に明記されている。

　計画から抜粋した資料３、障害福祉計画・障害児福祉計画の検討課題についてを御覧いただきたい。資料３は、左側にページ数。これと計画のページが一致している。

　計画の４３ページ。取り組みの方向性「人材の確保・育成」という項目。このページの一番下。「利用者ニーズに即したサービスが提供できるよう、地域の課題や社会資源の把握にとどまらず、障害福祉サービス等の社会資源の改善や開発を行える相談支援専門員を育成するため、『品川区地域自立支援協議会』の場を活用します」。所管については障害者福祉課。検討する組織は、品川区地域自立支援協議会の全体会となる。

　次に、２番目、４７ページ。テーマ２「包括的な障害児支援の充実の取り組みの方向性」としては、障害者支援の充実に係る部分。上から３番目のところ。「『品川区地域自立支援協議会子ども支援部会』において、教育と福祉の一層の連携を推進し、情報共有や支援方法の検討など関係機関との連携を強化することで、障害児に対する切れ目のない療育支援を行える体制を整備します」と書かれている。こちらのほうの検討すべき組織は、品川区地域自立支援協議会の子ども支援部会。

５１ページ。こちらのテーマは「社会参加の促進」。取り組みの方向性「多様な就労支援」。①就労支援の充実の上から３番目と４番目のところになる。「自営や企業で働く重度障害者等の就労を支援するため、通勤や職場での支援の方法について、『品川区地域自立支援協議会就労支援部会』で検討します」。その下、「就労継続支援事業所における製品の開発や品質向上、販路の拡大、アンテナショップでの販売の促進、障害者の工賃向上や事業所の安定運営をめざした支援策について、『品川区地域自立支援協議会就労支援部会』で検討し、推進していきます」となっている。２つの検討すべき組織は、就労支援部会。

　５６ページ。テーマは、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」という項目で、取り組みの方向性「心のバリアフリーの推進」。③「品川区地域自立支援協議会において、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、障害のある人のニーズや既存の障害福祉サービス等の整備状況を考慮したうえで、地域の実情に応じた体制の整備について協議していきます」とあり、全体会での検討項目となる。

　資料３の裏面。計画６０ページ。これは第４章の計画における成果目標という項目。具体的には６０ページの①、施設入所者の地域生活への移行という項目。こちらは国が基本指針を出しており、令和５年度末の時点で令和元年度末の入所者数の６％以上を地域移行生活に移行すること、５年度末の時点で施設入所者の数を令和元年度末の施設入所者数から１.６％以上削減することを基本とする。

　これを踏まえた区の独自の成果目標が下に書かれている。区では、平成２８年度末時点の施設入所者数２８１人のうち、令和元年度末までに、地域生活に移行した者は２名、施設入所者は３.６％の削減となった。施設入所の実態を把握して、これまでの実績を踏まえて区の目標として設定している。実態としては、前計画の積み残しもあり、地域移行がなかなか進んでいないのが実情としてある。

　そのため、区の成果目標の一番下のところ。下から３行目から読み上げる。「施設入所者の地域生活への移行の仕組みについては、『品川区地域自立支援協議会』等で検討し、構築します。なお、地域移行を希望している方がいることから、引き続き、相談の中で」、これが大切だと思いますけれども、「利用者の意向の把握に努めます」となっております。こちらのほうは主に、相談支援部会を中心に御検討いただきたい。

　最後の項目、６７ページ「６、相談支援体制の充実・強化」。国の基本方針では、相談支援体制の充実・強化を図るため、令和５年度末までに、各市区町村の圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センターまたは属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援がその機能を担うことを検討しますとなっている。

　これを受け、区の成果目標を２つ掲げている。一番上、基幹相談支援センターにおける経営機能、地域の相談支援機関それぞれの役割と連携方法を整理し、相談支援体制の充実を図る。

　その下のところを自立支援協議会で御検討いただきたい。「相談支援事業所を充実させるため、人材の育成支援や専門的な指導助言を行うほか、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、必要な施策を確保していきます。また、これらの取組を効果的に進めるため、地域拠点相談支援センターや『品川区地域自立支援協議会』を有効に活用します」となっている。こちらは、全体会を含めて御検討いただきたい。

以上が品川区地域自立支援協議会の全体会及び各部会において、今後施策の進め方などについて御検討いただきたい項目である。

**〇会長**

　これがこれから３年間の計画期間で行っていく計画の内容ということになって、その中で、特にこの自立支援協議会マターになった内容を抜粋したものになる。この計画そのものは、もう決まったもので、これに対してどうかという意見は、今は特に求めないが、受皿になる側の方たちの御意見をお聞きしたい。

　特に相談系が、今日の御意見もすごく多く、この計画の中でもたくさん入っていますので、先ほど御発言のなかった委員にお願いしたい。部会マターになっている４３ページの人材育成や６０ページの地域移行について発言をお願いしたい。

**〇委員**

　相談支援事業所もかなり増えてきている。地域移行は、できれば部会で地域移行を実際に行ったケースなどの事例について、どのような方法があるのか、選択肢があるのか、ということを共有しながら、ここに絞ってやるのも一つと思う。その事例を通して対応方法や選択肢を各相談支援事業所の中でも共有する。実際に動いている現状は、皆さんに知っていただきたいと思う。人材育成については、どうしたらいいのか課題だと思う。

**〇会長**

　大きな課題を具体化していく必要があります。

**〇委員**

　計画相談をする事業所の数のことが時々話題に上がるが、品川区の場合、まだ十分ではないと思う。民間の事業所が参入しやすい後押しを、区でも金銭的な部分で補助をつけるような、何か独自のことがあると、もう少し促進してくると思う。今ある事業所も、恐らくどこももう目いっぱい頑張っているような状況があると思うので、その中でそれぞれそこで毎日頑張っている相談員の人材育成スキルをどう上げていくかということは、多分それぞれその事業所の中で、独自研修を受けたり、法人の中での研修をしたりというようなことで努力していると思う。あとは法人や事業所の枠を超えたこういう集まりで、特に自立支援協議会の相談支援部会の中で検討するというのは、とてもいい機会だと思う。

　相談のことだけではありませんが、これだけの議題、これだけのボリュームのことを年３回、コロナ禍で貴重な１回が飛んだりする中で、十分議論をしたり、相談員同士で意見交換することはなかなか難しいです。対面はとてもやりやすいし、気持ちを互いに伝えやすいのですが、Ｚｏｏｍ等を活用したオンラインでやっていただきたいです。年３回は少ないので、２か月に１回ぐらい専門部会をやっていただきたいと思いました。

**〇会長**

　ありがとうございます。そういった具体的なことを、部会の中で是非まとめて、少し整理して、全体会で御報告いただけたらと思います。これは要望会ではないので、部会の人は特に、自分たちがこうやるんだということをぜひ打ち出してください。その中で、役所のことでこういったことも検討してほしいというものは、もちろん入っていいと思います。

**〇委員**

　精神障害の方を主に支援している。相談支援事業所と、私たちは平成２９年から、一般相談として精神科病院の地域移行を三位一体で、保健センター、障害者福祉課としている。区では１か所のみである。これはほかの区からも、何で品川区は１か所しかないんだという感じだが、関わらせていただいている。

皆さんも御承知のとおり、帰るところがない。例えば長期入院で、何十年も精神科病院に入っていると、すっとアパートに出るということがまず難しい。生活の訓練をしてからアパートに出ていくなり、そこで生活していくということになるが、品川区に精神障害の方が入れるグループホームがとても少ない。私たちはどうしても、御本人の希望が品川区に戻りたいといっても、品川区に戻れる場所がないから、じゃ、ほかを探しましょうということで、品川を出て、品川以外のところにお帰しするような形を取らざるを得ない状況になっている。

　グループホームといっても東京都の場合、通過型という、期間が３年までしかいられないところがある。２０年、３０年入院して、平成のほとんどを過ごしているような方たちからすると、３年で生活を学んでいくということは難しいので、期間のない、きちっとそこで滞在の中で訓練をして生活になじんでいくということをやるような施設がないと、どんなに戻してあげたくても戻せないのが現状だと思う。

　今後も、今ちょうどコロナのこともあって止まっていたりします。なかなか病院にお伺いする機会がないので止まっていますが、またそろそろ病院からも連絡が入りそうな状況です。これからワクチン接種が終わると、また増えてきますが、そうすると、私たちスタッフ５人でどのくらいの人たちを対応できるんだろうというのが、本当に喫緊の課題と思っています。

**〇会長**

　ありがとうございます。いろいろ難しい課題がいっぱいあると思いますが、でもその中で具体的にどうしたら進められるのかということを、ぜひ部会の中で取りまとめて下さい。

**〇委員**

　社会福祉協議会の就労支援の事業所にいる。製品の開発とかその辺のところでいくと、今いろんなイベントがコロナでできない状態で、私ども自身は公園清掃等があって、何とかできているが、先ほどの就労支援部会でも、プロボノセミナーというところに少しその辺の御相談をさせていただいたが、なかなかうまく進まなかった。いろんな販売の仕方を進めていただきたい。

　それから社協の立場では、成年後見センターを法人で持っている。地域移行に関しては、法人としての後見制度、後見人の役割、御家族も含めた世帯での高齢化、重度化というところもある。その辺、社会福祉協議会として、ぜひサポートしたいと考えています。

**〇会長**

　できたら地域移行のテーマのところで両方出ていただく。大活躍していただけたらと思いますで、よろしくお願いします。

　具体的な課題については、それぞれの部会の今年度のテーマに位置付けて、次回、検討状況の御報告をお願いします。とにかく具体化していかないと進まないので、色々な課題があると思うが、それをどうやったら具体的に解決していけるのかというところまで、前に突っ込んで御検討をお願いします。課題だけ並べても前に進まないと思います。是非よろしくお願いします。

　全体でとなっているものは、またこの協議会の場で検討していきたいと思います。それぞれ部会から出てきた色々な御報告についても、また皆さんからも御意見をいただきながら進めていきたいと思います。

**〇事務局**

　お手元に赤いヘルプカードとヘルプカードの御案内を配布しました。既に広報等で周知させていただきましたが、身近な方などで必要とされる方がおりましたら、区役所または、最寄りの地域センターにあります支え愛・ほっとステーションなどでもお配りさせていただいております。御周知いただけますと幸いです。

**〇委員**

　大変いいヘルプカードをつくっていただいて、身障福祉会館に通っている利用者にかなり浸透しています。八潮には、明晴学園という耳の聞こえない方の学園があります。そこの子どもたちが、まずバスに乗ってきても、これを下げている子がいません。教育委員会からなのかわかりませんが、周りからは聞こえないということが分からないから、注意のしようがなくて困っている部分があります。区から聞いてみて、できる限り下げてもらいたいと思います。

　施設には届かないのでしょうか。地域センターに置くよりも、これは通所施設に届いているんですか。会館にはあると聞きましたけど、福栄会のしいのきなんかにも行っているのですね。ありがとうございます。

**〇事務局**

　御意見ありがとうございます。皆さんの御意見でできたヘルプカードなので、ぜひ区でも積極的に周知を図っていきたいと考えています。

**〇会長**

　これをつけるか、つけないかは本人の自由です。強制するものではないということです。あることを知らないということになると、それは周知不足になります。

**〇委員**

　今までの品川区のがちょっと小さ過ぎたので、あえてこの新しくなったほうをつけているお子さんも大変いいなという感じで。強制ではないのは十分承知いたしております。

**〇委員**

　明晴学園がつけていないということは知らなかったんですが、ヘルプカードをつけていないということなんですね。私はそういうことだとは思っていませんでした。つけたほうがいいかと思います。子どもが聞こえないことによって、ヘルプカードがなくて交通事故に遭ったりとか、そういったことがあるといけないので、ぜひ置いて設置するようにしたほうがいいと思います。

**〇事務局**

　置かせていただきます。

**〇会長**

　学校にも、委員さんの御意見も含めて、そういう意見があったことを伝えて下さい。

**２．品川区障害者差別解消支援地域協議会**

**（１）障害者差別解消支援地域協議会について（位置づけ、役割、計画における検討課題）**

**〇事務局**

　資料４の説明。位置付けは、区内における障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、法の規定に基づき、障害者差別解消支援地域協議会を設置。

　役割は、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合いながら地域の中で共生する社会の実現に向けて、障害者差別の解消に係る事例の共有、関係機関の連携、障害および障害者の理解促進・普及啓発等について協議を行うことにより、障害を理由とする差別を解消する取組を推進するもの。

　３番は、第６期品川区障害福祉計画・第２期障害児福祉計画における検討課題ということで紹介。計画資料の５５ページが該当のページ。こちらのほうでも、差別解消、それから障害者理解促進の取組を進めていく旨の計画を立てている。

**（２）障害者差別解消法の改正について（情報提供）**

**〇事務局**

　資料５の説明。経緯は、障害者差別解消法は附則の第７条に、平成２８年４月の施行後３年を経過した場合に、合理的配慮の在り方や施行状況について、所要の見直しを行う旨規定されている。これを受けて内閣府の障害者政策委員会においての議論がなされ、改正に至っている。

改正の概要は、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施、あるいは合理的な配慮をすることを義務づけるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別の解消の支援措置を強化する措置を講ずることとされている。

改正法の具体的な項目は、資料５に３点記載。２番目の事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化、いわゆる合理的配慮の内容が中心。

　１番に戻り、合理的配慮の提供の義務化、相談体制の充実や事例の収集、共有の強化などを図るべく、国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加が盛り込まれている。

　それに併せて、一番下、３番目。障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化について、（１）番から（３）番まで、法制上の措置を講ずるという内容。

　これらについては、政府全体の方針となる基本方針の改定が今後進められ、改正法の円滑な施行に向けた根幹ということで、今後も国の動向を区として注視する。

　最後に、一番下の米印。施行期日は、公布の日（令和３年６月４日）から起算して３年を超えない範囲において政令で定めることになっている。

**〇会長**

　２番の事業者に対する合理的な配慮の提供の義務化は、東京都の条例で既に義務化されており、法改正があったことで何か変わるものではないということ。ただ、この３のところの相談対応の人材を育成し、確保する、これは地方公共団体の責務になります。今後、品川区として何かの対応を検討予定なのか。

**〇事務局**

　区では、職員の研修というところで強化を図り、全体的な職員の強化というのを図っております。相談の窓口は、障害者福祉課が担っており、様々な事例等を研究しながら対応できるよう、取り組んでまいりたいと思っています。東京都のほうでも、その問題解決の機関等ございます。国からも今後動きが出てくると思っており、国の動向等を注視しながら、積極的に研修の機会等を捉えまして、職員育成にも取り組んでいきたい。

**〇会長**

　相談に対応する人材の確保・育成というのは、相談を受けるのもあるが、その後、不当な差別的対応をした事業者との間であっせんする、あるいは紛争になったときに解決のための橋渡しをするというところまで対応することが、国の会議では当事者団体から求められている。品川区が是非先頭に立って、そういう人材を配置することを期待したい。

**（３）相談事例の共有**

**〇事務局**

　資料６の説明。今年度、コンビニで入店を禁止されたことに対する相談ということで、電話で受けたもの。

　相談者は障害のある方。同居人も障害のある方。同居人と一緒にコンビニエンスストアで買物をしたが、その際、誤って商品を多く購入した。そのために再度店舗に行って、障害者手帳を提示して返金をお願いしたが、店舗側が運営の規定を基に難色を示し、トラブルになった。相談者が止めに入ったが、店舗側からは入店を以降禁止されたということで、相談を受けた。

　その相談の電話を受け、区で店舗の責任者に事実確認を行ったところ、レシートの提示がなく、返品の対応ができなかった。それから、これまでも相談者と同居人の方からのクレームによるトラブルが複数回あり、警察も入って対応しており、これらを踏まえて入店の拒否をした。

　障害者差別解消法については理解しているということだったが、区から従業員へ障害者差別解消法のより一層の周知をお願いし、障害者差別解消法のハンドブックを送付した。

**〇委員**

　こういう入店は拒否できますか。お店側の権利としてそういうことができますか。

**〇会長**

　法的な観点から御助言がありましたらお願いします。

**〇委員**

　コンビニエンスストアは、そういう意味では私的なところなので、例えば病院等のように、絶対誰でも入れなきゃいけないということはないと思います。法的に入店を拒否することはできないと言うのは難しいと思います。そんなに自信があるわけじゃないです。

**〇会長**

　契約ということになると、契約しないこともできるということでしょうかね。

**〇委員**

　そうです。そういう意味では、お互い公の自治体とか公の存在ではないので、私的なもの同士になるので、例えば売買、物の売り買いは、平等な者同士の契約というふうに、法的にはなるのかなと思います。ただし店の側が、売っている商品は生活必需品を並べており、この辺は店が、こういう障害者差別解消法等を尊重するというところで、きちんとした人権感覚のある対応をすべきだと思いますが、法的にコンビニエンスストアは誰でも入店させなければいけないということは、法的に難しいと思います。

**〇会長**

　ありがとうございました。ＮＨＫの法律相談みたいな感じですが、委員は、今のを確認した上でどういう御意見ですか。

**〇委員**

　いや、まずそこが一番引っかかったところで、やっぱり本当に来てもらいたくない位色々と問題があり、１回や２回でなかったということだったんだろうと推測できました。店員さん等の対応が差別的だったのかどうなのか。この方たちはどこのお店でもそういうトラブルメーカーであるのだったらまだしも、この店に対してということであれば、やっぱり店員さんの対応等に、問題がもしかしたらあったゆえでの、お互い最悪な状況になってしまったのかと感じる。

　個人的に、こういうことがあるとお店側の人は、障害者全般のマイナスイメージみたいな感じになるんだろうと、事例を見るたびに嫌な思いがする。

**〇委員**

　通所施設を長くやっており、グループホームも運営している。こういう入店を断られる事例は、コンビニが多い。覚えている限りでも今までに４回位そういう事例があった。差別解消法では、障害があることを理由に入店やサービスの拒否となっているが、大体お店は障害があることだけで拒否しているわけではなくて、やったことに対して、これは困るということのほうが多い。こういうことがあった場合は、大体誰かしらが飛んでいって、入店できないのは、その方の生活にすごく困ることになる。本をおでんの中に投げちゃった、お金を払わず持ってきちゃった、ということがある。どうやったら再発しないようにできるかということを、店側と話をする。それは誰がどういうふうにやるかということを確実に行うということも含めて、まずそこは約束して、それからだんだんと本人にもそのルールを覚えていってもらうという形でお願いして、お店に納得してもらう、そういう手続を通所施設の職員は地道に繰り返している。

**〇委員**

　今、コロナの感染拡大が続いている。聴覚障害者がコロナに感染した場合、例えば入院する場合、軽症者のための施設に入ることがある。聞こえない方は電話応対ができないので、その軽症者の施設やホテルにも入れないという話があった。東京でもそういった事例が起きている。その電話対応ができないというだけで軽症者施設に入れないということをやめていただきたい。例えばオンラインやＺｏｏｍのような、画面を通じて対面で話せるような方法も取れたはずだと思っている。

**〇会長**

　ありがとうございます。電話リレーサービスももう既に始まっています。今の例は、確かに障害者差別解消法事例だと思います。ほかにいかがでしょうか。

　事務局がここに障害者差別解消法の事例として出してきているということは、これは障害を理由とする差別に当たっているという判断で出されたということでしょうか。

**〇事務局**

　こちらの判断としては、障害を理由とした差別だという判断はしていない案件で、相談窓口にきた問合せ。どういう情報が来ているのかをこの場で皆様に共有し、また御意見等いただきたかったというところで、今回上げたもの。

**〇会長**

　事例は、かなり抽象化しないと出せないと思う。この情報で全部理解するのは、我々にはできないと思う。何かこれは、障害を理由とした差別の事例なんだろうかという疑問が、この抽象化された中からも少し感じられた。もし障害を理由とした差別事例じゃないと判断されたとしたら、ここに出した理由が何だったんだろうというのが、疑問だった。相談窓口に来たものは、すべからくここに報告するということになりますか。

**〇事務局**

　前回の会から今回まででこの１件しかなかった。案件として、出そうか出さないか悩んだが、こういう相談をいただいたので、紹介した。

**〇会長**

　分かりました。その悩んだ過程も最初にお話しいただくとよかったです。

**〇委員**

　今の事例は、事例的には違うかもしれないと思うが、考える上では非常にいい事例だったと思った。障害があることを理由に差別をするということの中には、間接的な差別といって、障害とは言わないけれども、障害によって起こった行動について、それを基に差別をする場合に、差別解消法の対象になり得るものもあるということ。必ずしも、面と向かってあなたは知的な障害があるからとか、そういう障害があるからと言わなくても、なる可能性はあるので、そういう意味では事例を通しながら考えていくというのは、いいプロセスと思って聞いていた。感想である。

**〇会長**

　分かりました。ありがとうございました。なかなか微妙な検討はここじゃ難しいです。細かい情報まで聞かないと、なかなか判断は難しいと感じています。事務局としては、それには該当しないのではないかと思ったが、一応報告したということでよろしいですね。さっき委員が説明した障害を理由とした差別に当たる事例かと思ったものは、区内でのことでしょうか。

**〇委員**

　聴覚障害者連盟のホームページに投稿されており、東京都でそういう事例があったということだった。そういったことが再発しないように、皆さんに知っていただくために、今日は報告した。

**〇会長**

　区内だったら報告した方がいいと思ったが、区外のことということで、事例としてお話しいただいたものです。何が差別に当たるかということを当事者にまだ十分に伝え切れていなくて、本当は差別を受けているが、自覚ができなくて相談がないということがやっぱりあると思う。今後も当事者に、より理解していただけるような周知が重要じゃないかと思うので、区が取り組むということで、よろしくお願いします。

**（４）障害者差別解消法ハンドブックの改訂について**

**〇事務局**

　お知らせという形での情報提供。手元にあるＡ５サイズのハンドブックを今年度改訂する予定です。一番は、サイズが小さくて、中身の文字が小さいという指摘をいただいており、今、文字を大きくできるよう中身を改訂する計画。皆様からの意見を反映し、改訂を進めていきたいと思っております。

**〇会長**

　時間が過ぎており、後で事務局に個別に御意見を寄せるということでよろしいか。

**〇事務局**

個別に御意見をいただきます。

**〇会長**

　その御意見の宛先はどこですか。

**〇事務局**

　障害者福祉課の障害者施策推進担当です。委員の方々には、追って書式をお送りして、お知らせをします。

**〇会長**

　分かりました。これはせっかく振り仮名を振って、知的障害の人にとっても分かりやすい配慮をされていると思いますが、もうちょっと分かち書きやフォント。ＵＤフォントを使う等、もうちょっと工夫もあるかなと思います。そういった点もお願いします。

【配布資料】

地域自立支援協議会

資料０　　　　　次第

資料１－１～３　令和３年度地域自立支援協議会について

資料２－１～４　令和２年度の取り組みに係る情報共有について

資料３　　　　　障害者福祉計画、障害児福祉計画の検討について

その他　　　　　ヘルプカードについて

障害者差別解消支援地域協議会

資料０　　　　　次第

資料４　　　　　令和３年度障害者差別解消支援地域協議会について

資料５　　　　　障害者差別解消法の改正について（情報提供）

資料６　　　　　相談事例の共有

その他　　　　　障害者差別解消法ハンドブックの改訂版

　　　　　　　　令和３年度　障害者福祉のしおり